

有期雇用労働者の無期転換ルールに関し、特別措置法が施行されます

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

宮城労働局労働基準部監督課

労働契約法では、有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できること（無期転換ルール）を定めていますが、この有期労働契約のうち、①「5 年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」につく高度専門的知識等を有する有期雇用労働者、②定年後に有期契約で継続雇用される高齢者について、労働契約法に基づく無期転換申込発生までの期間（現行 5 年）を一定の要件のもとで延長することができる特例を定めた「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。

つきましては、以下により説明会を開催します。また、併せて同日に施行されるパートタイム労働法や、パワハラ事例等について説明を行います。ぜひご参加ください。

なお、定員（200 名）になり次第締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

1. 開催日時 平成 27 年 3 月 12 日（木）13:30～16:30
2. 開催場所 仙台サンプラザ 3F クリスタルルーム  
仙台市宮城野区榴岡 5-11-1 電話 022-257-3333
3. 申込み方法 下欄の参加申込用紙（このまま、このページ 1 枚をコピーし使用可）により、3 月 6 日（金）までに FAX でお申込みください。
4. 申込み・問合せ先 宮城労働局労働基準部監督課 (FAX022-295-3668、電話 022-299-8838)

「有期雇用労働者特別措置法等説明会」参加申込書

事業場名	
所在地	
連絡先	担当者職氏名： 電話：( ) —
申込人数	多くの企業の方に御参加頂けるよう、申込人数は最大 2 名程度までとさせていただきます。御協力願います。 _____ 名

定員に達し申込みを締め切っている場合には、ご連絡します。